

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 門屋 充郎

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

## はじめに

## 「障がい者相談支援」の活動をふまえて

地域で暮らす障がい児・者が安心して暮らすことのできる社会の構築は道半ばです。

障がい者制度改革推進会議で、新制度の議論が推進されていますが、新たな制度が「ノーマライゼーション社会」の構築に寄与されるものと期待しております。

日本相談支援専門員協会は「障がいのある人の権利を擁護し、よりよい地域における自立生活をおくれるように支援していくこと」を目的とし、法制度を確立・執行する行政を側面的に支援、バックアップするための専門家集団として設立しました。総合福祉部会に対し、地域の課題を解決するため以下の提言を行います。

## 提言内容

## ○「障害者自立支援法」改正案の実施について

新制度が具体化するまでの間、前政権下で出された「障害者自立支援法」改正案が、速やかに議論され、早期に実施されることを望む。

○ これからの障がい者の人生は、障がいを持たない者と同様に希望する地域で暮らすことを基本としなければなりません。家族と暮らす者も、一人で一般住居で暮らす者も、グループホームやケアホームなどの少数の障がい者同士の共同生活においても、自宅であれ、通うところであれ、訪問サービスを受けるなどの日中の活動についてのサービスが提供されることが必要です。その人その人に合わせた暮らしの不自由を補う支援が必要です。家族と共にいるから家族が全ての世話をしなければならないのではなく、サービスを活用し、重度であればあるほどにどの住居にいても訪問の多様なサービスが受けられるようになるべきです。医療も訪問によって満たされることにより地域で普通の暮らしができることは、すでに多くの国や地域で実証されています。この生活、自由で解放された人間的な人生を送るためには、多様な生活資源が必要ですが、全てが満足いくように速やかに実現されることは困難です。不十分ながら地域で生活するにも、満たされて暮らせるにも基本に相談が必要です。その時そのときだけでなく相談するだけではなく日々の生活に寄り添いながら、ワンストップのその人その人の必要性に添って本人の力を引き出しながら、公的・私的サービスを組み立て、本人の暮らしの安全と満足を目指して支援する相談支援が必要です。今までは窓口で相談し、家族やサービス事業において完結的に相談をしながら生活してきました。その事業体や家族が責任をもち、担当する者として役割を果たすことが普通だったからです。それでは本人の暮らしは普通にはなりません。ここに地域に訪問相談やサービスをいくつも利用できる、家族や友人の好意も受け入れる暮らし方を直接、間接に支援する相談支援専門員が必要です。自立支援法から新法に移行する前から、準備を急がなければならないのが、地域に中立公平な立場の相談支援専門員の配置とシステムが必要です。

○相談はインテーク、アセスメントからケアプラン、サービス調整と提供などが一連のものとして進められる必要があります。しかし、自立支援法では障害程度区分の決定が最優先され、インテークの相談、調査というアセスメント、障害程度区分が確定してからのサービス利用計画とそれぞれ担当が別々となっています。障害程度区分が続くとしてもこの流れは帰る必要があります。障害程度区分を廃止するとなれば、相談支援システムは早急に整備しなければ、相談支援専門員の養成も含み、喫緊の課題と考えます。

○相談支援体制は中立公平を担保するものでなければなりません。行政の相談はスタッフの異動があることにより継続相談支援が困難です。行政サービスの財源枠に縛られる現実もあり、制限的になる可能性があります。また、現在の指定相談事業の多くがサービス事業法人ないし事業体に所属し兼務発令されている実態から、介護保険で自分の事業体のサービス提供に誘導される相談支援が行われる危険性が強く、中立公平性は保障されません。独立した法人ないし独立した事業体として官民協働もありうることも含み、体制整備を検討すべきです。今から準備する必要があります。

○地域生活の基盤整備のためのグループホーム・ケアホームの推進について

長期化している入所、入院生活の障がい者が、速やかに地域移行するためには、地域での生活基盤の整備が必要不可欠です。その基本となる整備に住宅の確保があります。グループホーム、ケアホームがあります。グループホーム、ケアホームの推進を図るための具体的施策を望みます。

○権利擁護システムの構築について

知的や精神に障がいのある人の権利侵害や虐待が日常的に報道等で取りあげられています。安心した暮らしを保障するためにも、「障害者権利条約」の批准とともに、未制定の虐待防止法や制度化されているが進んでいない、成年後見制度等を核とした権利擁護システムの構築を望みます。

○自立支援法施行によって都道府県ごとに施行の内容が違っているのがみられることと、障害種別によって施行内容の違う事業などが時折問題となっているように感じます。市町村によって個別支援内容が違ふということは、不利益を受けるものがあることとなり、不平等が認められることとなります。具体的に検討すべきと考えます。

○相談支援事業の質の向上と身分保障のための財源の確保

市町村が確実に相談支援事業を実施できるよう、国及び都道府県が市町村の財政的支援を担保し、相談支援専門員の身分を保障すると共に法的な位置づけを望みます。

(国の責任において相談支援事業の交付税化を見直し、人口5万人あたり1カ所(社会福祉士、精神保健福祉士等の相談支援専門員2名体制)の設置を国が保障し都道府県・市町村が地域特性に応じて、業務内容に応じて人員配置を加配することを望みます。)

○相談支援事業の質の向上のための人材育成

障害者ケアマネジメントを実施できる障がい当事者も含めた相談支援専門員の確保、人材の育成のための資格化と現行研修のボトムアップも含めた研修の制度化を望みます。

○当事者の相談支援事業への参画

ピアカウンセラーやピアサポーター等の職業的位置づけの明確化と研修（育成）カリキュラムの開発を望みます。

○自立支援協議会の義務化

「障害者ケアマネジメント」の結果が、サービス利用につながる確認と、アセスメントやモニタリングが適切に行われるよう、また地域課題の協議、検討の場となるよう、地域自立支援協議会が適正に機能するため、法的な位置づけと事業費の確保を望みます。

○サービス利用計画作成費の拡大

ケアマネジメントを必要とする、全ての人にサービス利用計画を作成するための義務的経費化を望む。

○中立・公平性の確保

中立・公平性を確保するために、独立した委託事業者のあり方を原則とする。また中立・公平性を担保するためには、第三者機関による機能評価システムの開発を望みます。